

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>(1)～(8) }</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事、厚生補導担当の副学長、法務・コンプライアンス担当の副学長又は<u>機構長</u>（以下「理事等」という。）の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難しい事案については、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>事務本部の各部、総長室及び監査室の長</u>は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>総長室又は監査室</u>にあつては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ<u>総長室長又は監査室長</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>(中 略)</p> | <p>(決裁)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)～(8) }</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事、厚生補導担当の副学長、法務・コンプライアンス担当の副学長又は<u>大学改革担当の副学長</u>（以下「理事等」という。）の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難しい事案については、この限りでない。</p> <p>3～4 (同 左)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>事務本部の各部及び総長室の長</u>は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>総長室</u>にあつては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ<u>総長室長</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> |

| 改正前   |                                    | 改正後  |      |               |
|---|------------------------------------|--|------|---------------|
| 別表第1 (略)  |                                    | 別表第1 (同左)  |      |               |
| 別表第2 (第3条第2項関係)   |                                    | 別表第2 (第3条第2項関係)  |      |               |
| 事項  | 決裁者                                | 事項   | 決裁者  |               |
| 京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)、第3条、第4条、第6条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)、第17条及び第18条に定める事項 | 総務・企画・情報環境担当の理事                    | 京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第6号、第8号及び第9号を除く。)、第3条(第1号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号を除く。)、第17条及び第18条に定める事項 | (同左) |               |
| 分掌規程第21条(第2号を除く。)<br>及び第23条に定める事項   | 教育担当の理事                            | 分掌規程第20条(第2号を除く。)<br>及び第21条に定める事項  |      |               |
| 分掌規程第19条、第20条及び第21条第2号に定める事項  | 学生・図書館担当の理事又は厚生補導担当の副学長            | 分掌規程第19条及び第20条第2号に定める事項  |      |               |
| 分掌規程第24条に定める事項  | 研究担当の理事                            | 分掌規程第22条に定める事項   |      |               |
| 分掌規程第9条から第16条までに定める事項   | 財務・施設・環境安全保健担当の理事                  | 分掌規程第9条から第16条(第4号を除く。)までに定める事項   |      |               |
| 分掌規程第7条、第8条及び第25条に定める事項並びに外部戦略に関する事項  | 渉外・産官学連携担当の理事                      | 分掌規程第7条、第8条及び第23条に定める事項  |      | 渉外・産官学連携担当の理事 |
| 分掌規程第22条(特に重要なものに限る。)に定める事項   | 高等教育研究開発推進機構長                      |  |      |               |
| 分掌規程第26条(第8号、第9号、第11号及び第12号を除く。)に定める事項  | 病院・国際担当の理事                         | 分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までを除く。)に定める事項  |      | (同左)          |
| 分掌規程第2条(第5号、第6号、第8号及び第9号に限る。)、第5条、第6条(第2号、第5号及び第6号に限る。)<br>及び第28条第3号に定める事項  | 法務・コンプライアンス担当の副学長                  | 分掌規程第2条(第6号、第8号及び第9号に限る。)、第5条(第2号及び第5号に限る。)、第6条及び第16条第4号に定める事項   |      |               |
| 分掌規程第3条第1号に定める事項  | 総務・企画・情報環境担当の理事又は大学改革担当の副学長        | 分掌規程第3条第1号に定める事項   |      |               |
| 分掌規程第6条第3号に定める事項  | 総務・企画・情報環境担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長 | 分掌規程第5条第3号に定める事項   | (同左) |               |
| 分掌規程第26条(第8号、第9号、第11号及び第12号に限る。)<br>及び第27条に定める事項  | 学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事            | 分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)<br>及び第25条に定める事項  |      |               |

| 改正前   |                      |  |                |    |         | 改正後  |                      |  |                |    |         |
|---|----------------------|--|----------------|----|---------|--|----------------------|--|----------------|----|---------|
| 別表第3 (第4条関係)  |                      |  |                |    |         | 別表第3 (第4条関係)   |                      |  |                |    |         |
| 事項  | 専決者                  |  |                |    |         | 事項   | 専決者                  |  |                |    |         |
|   | 掛長<br>又は<br>専門<br>職員 | 課長<br>補佐、<br>室長<br>補佐<br>又は<br>専門<br>員 | 課長<br>又は<br>室長 | 部長 | 理事<br>等 |  | 掛長<br>又は<br>専門<br>職員 | 課長<br>補佐、<br>室長<br>補佐<br>又は<br>専門<br>員 | 課長<br>又は<br>室長 | 部長 | 理事<br>等 |
| (略)   |                      |  |                |    |         | (同 左)  |                      |  |                |    |         |
| 事務本部の職員の年次<br>休暇及び特別休暇（夏<br>季休暇に限る。）の承認<br>並びに週休日の振替え<br>及び代休日の指定 |                      |  |                |    |         | 事務本部の職員の年次<br>休暇及び特別休暇（夏<br>季休暇に限る。）の承認<br>並びに週休日の振替え<br>及び代休日の指定<br>事務本部の職員の育児<br>部分休業、介護休業及<br>び介護部分休業の承<br>認、不承認の決定<br>事務本部の職員の総合<br>的な健康診査を受ける<br>ため勤務しないことの<br>承認、不承認の決定<br>事務本部の職員の組合<br>交渉に参加するため勤<br>務しないことの承認、<br>不承認の決定<br>妊産婦である事務本部<br>の女性職員の保健指導<br>又は健康診査を受ける<br>ため勤務しないこと並<br>びに妊娠中の事務本部<br>の女性職員が休息又は<br>補食するため及び通勤<br>に利用する交通機関の<br>混雑を避けるため勤務<br>しないことの承認、不<br>承認の決定 |                      |  |                |    |         |
| 1) 部長   |                      |  |                | ○  |         | 1) 部長  |                      |  |                | ○  |         |
| 2) 課長又は室長   |                      |  |                | ○  |         | 2) 課長又は室長  |                      |  |                | ○  |         |
| 3) 課長補佐、室長補<br>佐又は専門員   |                      |  | ○              |    |         | 3) 課長補佐、室長補<br>佐又は専門員  |                      |  | ○              |    |         |
| 4) 掛長又は専門職員   |                      | ○                                      |                |    |         | 4) 掛長又は専門職員  |                      | ○                                      |                |    |         |
| 5) 1) から4) まで以<br>外の職員  | ○                    |  |                |    |         | 5) 1) から4) まで以<br>外の職員   | ○                    |  |                |    |         |

| 改正前   |  |  |   |  | 改正後  |  |  |  |  |
|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| (略)   |  |  |   |  | (同 左)  |  |  |  |  |
| 業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある事務本部の職員に、1箇月以内の一定期間を平均し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割振る処理            |  |  | ○ |  | (同 左)  |  |  |  |  |
| 事務本部の職員の育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の承認、不承認の決定   |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 事務本部の職員の総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認の決定   |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 事務本部の職員の組合交渉に参加するため勤務しないことの承認、不承認の決定  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 妊産婦である事務本部の女性職員の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと並びに妊娠中の事務本部の女性職員が休息又は補食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認の決定 |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| (略)   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| 注)  |  |  |   |  | 注)   |  |  |  |  |
| 1 総長室長及び監査室長の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に関する事項の専決者は、同室長とする。                                  |  |  |   |  | 1 総長室長の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に関する事項の専決者は、同室長とする。 |  |  |  |  |
| 2 総長室長及び監査室長の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認に関する事項の決裁者は、総長とする。<br>(後 略)   |  |  |   |  | 2 総長室長の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認に関する事項の決裁者は、総長とする。                   |  |  |  |  |